平成２９年（フ）第８９号
川崎市宮前区平３丁目10番５号
破産者　有限会社福田メディア通信
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１５４号
川崎市宮前区馬絹606番地
破産者　有限会社横山新聞舗
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２９５号
新潟市江南区東船場５丁目３番25号
破産者　昭和交通観光株式会社
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６０号
富山市鍋田25番29号センナリⅡ113
破産者　株式会社ブリックホーム
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３８号
名古屋市中村区岩塚町字郷中89番地
破産者　株式会社村上亀吉商店
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６４５号
愛知県半田市瑞穂町６丁目３番地の４
破産者　有限会社グラステック
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７４３号
愛知県春日井市大手田西町１丁目５番地３
破産者　株式会社アンカーウーマン
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２号
京都府亀岡市篠町広田３丁目17番９号
破産者　有限会社コーヨー技研
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第２８３号
岡山市北区東花尻302番地11
破産者　近藤　博文
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３８４号
広島市中区羽衣町２番20号
破産者　ダイドウ建設有限会社
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３３３号
東京都八王子市上野町99番地６
破産者　石黒　里美
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５４５号
東京都昭島市郷地町１丁目１番１―101号
破産者　霞　雄一郎
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１７８号
横浜市都筑区川和町1710番地
破産者　エフシーアドバンス有限会社
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２３号
奈良県天理市福知堂町273―３、商業登記簿上の本店所在地奈良県天理市福知堂町147番地２
破産者　有限会社ヨシ急便
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第３０３号
沖縄県浦添市宮城５丁目９番21号　コーポ栄202、開始決定記載の住所沖縄県浦添市宮城５丁目９番21号　コーポ栄202号
破産者　與古田博憲
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１５号
栃木県足利市丸山町680番地５
破産者　鈴木佳代子（旧姓柏木）
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第１２４号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目4151番地４　アークヒルハマショウⅡ　405号
破産者　米森　由香
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１６２号
北海道千歳市文京１丁目２番地の３　ウィング13―212号
破産者　西條　和也
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２６９号
札幌市豊平区美園３条７丁目１番９号　コーポラス美園102号、開始決定時の住所札幌市豊平区美園３条７丁目１番９号　第二美園コーポラス千豊102号
破産者　菅原　義治
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４０８号
札幌市白石区栄通16丁目４番50号　トロピカルハイツ栄通403号
破産者　神野忠太郎
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部